

求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止基本方針

1 基本理念

一般社団法人静岡県社会福祉士会（以下「本会」という。）は、社会福祉の援助を必要とする静岡県民の生活と権利を擁護し、社会福祉士の専門性の向上を図ることを目的とする専門職団体として、人権を尊重し、誰もが安心して学び、実習し、研鑽を積み、活動に参加できる環境づくりに努めます。

本会は、事務局職員の採用、体験実習及びインターンシップの受入れ、生涯研修制度に基づく研修、スーパービジョン、社会福祉士国家試験対策講座、社会福祉士実習指導者講習会、成年後見人候補者名簿への登録、第三者評価調査者の登録、スクールソーシャルワーカーの人材照会等の場面において、求職者等の人格と尊厳を尊重し、性的な言動により求職活動等が阻害されることがないように、組織として必要な措置を講じます。

本会は、社会福祉士の資質向上と権利擁護を担う立場にあります。本会が自ら関わる採用、育成、認定及び推薦の場面において求職者等に対するセクシュアルハラスメントを生じさせないことは、法令上の義務の履行にとどまらず、本会の事業と社会福祉士という専門職への信頼の前提です。

本会は、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを許容せず、発生した場合には、事実関係を確認し、被害を受けた者への配慮、行為者への適正な措置及び再発防止に取り組みます。

2 基本方針

- (1) 職員等は、求職者等に対してセクシュアルハラスメントを行ってはなりません。
- (2) 採用、実習、研修、スーパービジョン、認定、名簿登録、推薦、人材照会等に関わる職員等は、自らの立場の優位性を自覚し、求職者等の人格と尊厳を尊重します。
- (3) 本会は、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを行った職員等について、職員にあっては就業規則に基づき、正会員にあっては「苦情対応及び懲戒に関する規則」及び「懲戒基準規則」に基づき、厳正に対処します。
- (4) 本会は、求職活動等に関するルールを明確化し、職員等及び求職者等に周知します。
- (5) 本会は、求職者等が安心して相談できる相談窓口を、採用選考及び実習指導に関与しない者を担当者として設置し、募集要項、受講案内、実習受入案内、ホームページ等により周知します。
- (6) 本会は、相談したこと、事実確認に協力したこと等を理由として、求職者等、職員、役員、委員及び会員に不利益な取扱いを行いません。

- (7) 本会は、性別役割分担意識に基づく言動がセクシュアルハラスメントの発生の原因や背景となり得ることに留意し、これをなくす取組を進めます。
- (8) 本方針は、同性に対する言動及び相手方の性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず適用します。
- (9) 本会は、求職活動等における優越的な関係を背景とした言動、妊娠・出産等に関する言動その他のハラスメントに類する行為についても、同様に行ってはならないものとします。
- (10) 本会は、求職者等から、顧客、取引の相手方、施設の利用者その他の本会の事業に関係を有する者による同様の言動について相談があった場合には、その内容を踏まえて必要な対応を行うよう努めます。
- (11) 本会は、この方針を、第2に定めるとおり、求職者等に準ずる立場の者と接する場面にも準用します。

3 職員等への周知・啓発

- ・本方針を職員、役員、委員及び本会の事業に従事する会員に周知し、採用担当者、面接員、実習指導者、研修担当者、スーパーバイザー、名簿登録の審査に関わる者には重点的に説明する。
- ・採用、実習受入れ、研修、スーパービジョンを担当する前に、禁止される質問、連絡手段、個別面談の方法及び相談窓口を確認する。
- ・年1回以上、ハラスメント防止研修又は理事会・委員会等において本方針を確認する。
- ・新たに委嘱し、又は採用した者、新任のスーパーバイザー及び実習指導者には、着任時又は担当開始時に説明する。
- ・求職者等相談員に対しては、相談を受けた場合の対応及びプライバシーの保護について、別に研修を行う。
- ・性別役割分担意識に基づく言動が発生の原因や背景となり得ることを、研修において併せて説明する。

4 求職者等への周知

- ・求人票、募集要項、採用ページ、面接案内、実習受入要項、研修受講案内、スーパービジョン申込案内、オリエンテーション資料等に相談窓口を明記する。
- ・面接、実習、研修、スーパービジョンの開始前に、相談窓口、相談方法及び不利益取扱いを行わない旨を周知する。
- ・オンラインでの面接、研修、スーパービジョンの場合も、相談先を確認できるようにする。
- ・ホームページ等に相談窓口を掲載し、養成校及び関係機関にも周知する。

5 推進体制

- (1) 本方針に基づく取組の主管は、事務局とします。

- (2) 相談体制の総括責任者は、事務局長とします。
- (3) 求職者等からの相談を受ける窓口として、会長が求職者等相談員を指定します（第4の1参照）。
- (4) 重大な事案又は組織的判断を要する事案については、会長及び副会長をもって構成する三役会において対応方針を決定し、理事会に報告します。
- (5) 職員等に対する処分を要する事案については、会長に報告し、必要に応じて理事会に諮ります。
- (6) 事務局長が当事者となる事案又は事務局長に相談しにくい事案については、担当副会長（副会長のうち会長が指名する者をいう。以下同じ。）が総括責任者の職務を行います。
- (7) 事案の内容に応じ、綱紀委員会と連携して対応します。行為者とされる者が正会員である場合の苦情の受付、調査、審査及び懲戒については、「苦情対応及び懲戒に関する規則」、「懲戒基準規則」及び「綱紀委員会規則」の定めるところによります。

6 制定及び改廃

本方針の制定及び改廃は、定款第37条の規定に基づき、理事会の決議により行います。

附 則

この方針は、令和8年10月1日から施行する。